

お知らせ

2016年度（第5部）ビザ免除またビザの種類切り替えに関する原則、方法、条件等のタイ内務省省令の抜粋

観光目的のためタイ王国国内に陸路にて入国する者で、近隣諸国と接するタイ王国入国管理局の検問所で一時滞在の許可を受けた者は、タイ王国国内に一年に二回まで入国を許可される。ただし、マレーシア国籍または内務大臣が定めた国の国籍者は、一年に二回以上の入国を許可される場合もある。2016年12月31日から執行。

注意事項 在外タイ王国大使館にて観光ビザを取得した者や、全ての目的で海・空路にてタイ王国に入国する者は上記には該当しない。